

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N630
2023・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 差別投稿に賠償命令 東京地裁…………… 神原 元
—安田菜津紀さん訴え認める 扇動は認めず
- 当事者のことば—生活保護基準引下違憲訴訟・千葉訴訟勝訴の報告…………… 黒葛原歩
女川原発再稼働差止訴訟の現状について…………… 松浦健太郎
- 〈シリーズ：憲法と私⑨〉
- 憲法14条1項・28条と私—連帯よ、永遠なれ!…………… 広谷 渉
北海道支部オープン例会『誰のための司法か～團藤裁判官の残した疑問』開催報告…………… 吉田玲英
インボイス制度告発の三青会共同行動について…………… 笹山尚人
【議長トーク】「任検女性枠問題のたたかい」…………… 笹山尚人
第18回人権研究交流集会 2024年11月23日・24日東京で開催…………… 上野 格
有意義で楽しい企画に!—ご協力よろしくお願いします…………… 菊間龍一



“ヒロシマ”

差別投稿に賠償命令 東京地裁

— 安田菜津紀さん訴え認める 扇動は認めず —

神奈川 神原 元

1 安田さんに対するヘイトスピーチの経緯と内容

安田菜津紀さんはフォトジャーナリスト。東南アジア、中東、アフリカなどで貧困や難民問題などを広く取材・報道されているほか、サンデーモーニングでコメンテーターを務める。

その安田さんにヘイトスピーチ被害が襲い掛かったのは、父方のルーツが韓国にあるという事実を公にした記事がきっかけであった。

その一部を公表した二〇二〇年二月三日付けの記事「もうひとつの『遺書』、外国人登録原票」との記事に、ツイッターで次のコメントが付された。

「在日特権とかチョン共が日本に何をしてきたとか学んだことあるか？ 嫌韓流、今こそ韓国に謝ろう、反日韓国人撃退マニュアルとか読んでみる チョン共が何をして、なぜ日本人から嫌われているかがよく分かるわい。お前の父親が出自を隠した理由は推測できるわ」

明らかなヘイトスピーチである。安田さんのルーツに対する冒涇であると同時に安田さんの父親に対する冒涇・侮辱でもあった。同種のツイート

は大量にあり、安田さんは人種差別と闘うという姿勢を示すうえでも放置してはならないと考えた。安田さんは発信者の特定を弁護士に依頼することとし、私がTwitter社への発信者情報開示命令申立てを受任することとなった。

2 開示請求における争点

本件で最初に頭を悩ませたのは、この投稿は、果たして安田さんに向けられたものかどうかであった。「チョン共」というのは複数形であり、その中に安田さんが含まれているようにも含まれていないようにも読める。「なぜ日本人から嫌われているか」「お前の父親が出自を隠した理由」も暗示されているだけで必ずしも明確ではない。

仮処分段階で私は「遺族である債権者の敬愛追慕の情を、その受忍限度を超えて侵害する」との論法で裁判所を説得し、発信者情報開示仮処分決定を取得することができた。

プロバイダーである株式会社エヌ・ティ・エイムイーに対する開示請求本訴では、もう少し欲を出した主張を試みた。本件投稿は、父親に対してのみならず、安田さん自身に対する差別的言動だと主張したのである。

開示請求本訴の二〇二二年八月二六日付け判決は明解であった。判決は、「本件投稿は、原告の

父親のみならず、原告を含め、広く韓国にルーツを有する日本在住者をその出自のみを理由として一律に差別する趣旨のものであって、それらの者の社会的評価を低下させるとともに、その名誉感情を侵害する表現といふべきである。そうすると、本件投稿は、それが父親に対する原告の敬愛追慕の情をその受忍限度を超えて侵害するものであるか否かを問うまでもなく、原告の人格権を直接侵害するものである。」開示本訴判決は、投稿が安田さん自身の人格権侵害を認めたのである。

3 損害賠償本訴における主張

損害賠償請求本訴。ここで、安田さんご本人と話し合い、私はさらに理論的に進めた判決を取りたいと考えた。それは本件が差別的言動解消法二条にいう「差別的言動」であって、本邦外出身者であることを理由に差別され地域社会から排除されない権利を侵害するものであることを認めるような判決である。

先行事例があった。私が原告代理人となった、横浜地裁川崎支部二〇二〇年五月二六日判決では、差別的言動は、「本邦外出身者が専ら本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利」「本邦外出身者がそれぞれ有する

自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情を著しく害することになる」と認めていたのである。私はこの理論を安田さんの裁判でも援用した。裁判所もこの点に食らいついてきてくれ、「本件で侵害された法益はなにか」と詳しく説明を求めた。私は裁判官の反応に一定の手ごたえを感じていた。

4 判決

二〇二三年六月一九日、東京地裁は、被告に金三三万円の支払いを命じる安田さん勝訴の判決を下した。判決は「本件記事は、韓国・朝鮮系の人々に対して『チョン共』という差別的な表現を用いた上で、同じ韓国籍を有する原告の父親もそれを理由に自らの出自を隠したと推測される旨摘示したものと見え、在日コリアンである原告の父親のみならず、その子である原告をも韓国にルーツを有することを理由に侮辱する表現を含むものといえる」そして、判決は、差別的言動解消法と人種差別撤廃条約を引用した上で、「上記のような差別的な表現を用いて原告を侮辱する本件投稿は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為である」と認定したのである。

他方、本件判決は、本件記事が「広く第三者に対して原告個人への批判や差別的言動を殊更に促

すような表現は含まれておらず、本件記事を閲覧した者に対して原告を地域社会から排除することを扇動するような表現であるとまではいえないし、また、実際に原告が地域社会から排除されたと認める証拠もない」ことを理由に「原告が主張するような本邦外出身者がそのことを理由に差別され、地域社会から排除されない権利や法律上保護された利益を認める余地がある」として、本件投稿によって原告がそのような権利ないし利益が侵害されたとはいえない」とした。差別による侮辱と認めたものの、差別の扇動とは認めなかったのである。

この点は不十分であるといえる。判決は本件投稿の表現が差別扇動に達していないというものであるところ、インターネットに投稿されたという態様が十分に考慮されていると言いつてもいいからである。

他方、「原告が主張するような本邦外出身者がそのことを理由に差別され、地域社会から排除されない権利や法律上保護された利益を認める余地がある」と述べた点は一歩前進であるといえる。被告からの控訴を受け、控訴審ではその点も争われることになるだろう。

当事者のことば

生活保護基準引下違憲訴訟・千葉訴訟勝訴の報告

千葉
つづらはら
黒葛原 歩

一 五月二六日千葉地裁判決

令和五(二〇二三)年五月二六日、千葉地方裁判所は、千葉県に住む生活保護受給者二名が千葉市等八自治体に対し、平成二五(二〇二三)年以降に行われた生活扶助費減額処分の取消しを求めた訴訟において、減額処分を取り消す旨の判決をした。これは全国で提起されている同種訴訟のうち一〇例目の勝訴であり、今年四月一四日の大阪高裁における逆転敗訴の不当判決の後のものとしては、最初の勝訴判決である(従前の状況は、井上啓弁護士による「生活保護基準引下げ違憲訴訟」の現状(「青年法律家」六二六号五頁)に詳しい)。千葉勝訴判決の後、五月三〇日に静岡地裁でも原告勝訴の判決が言い渡され、同種訴訟にお

ける地裁での戦績は原告の二勝一〇敗となっており、本訴訟は原告勝訴が全国的な潮流となっている。

千葉判決は、国が生活保護基準引下げの根拠とした「デフレ調整」、すなわち、平成二〇(二〇〇八)年から平成二三(二〇一〇)年にかけての大幅な物価下落を生活保護費減額調整の根拠とする手法につき、違法と認定した。この期間の物価下落はテレビ等家電品の下落が主要因だが、千葉判決は「一般に、低所得世帯においては、その余の世帯に比べ、食費や光熱水費など日常生活の維持のために必要不可欠な品目に係る消費支出額が消費支出総額のうちを占める割合が大きくなる一方、教養娯楽費のような日常生活の維持に必ずしも不可欠ではない品目に係る消費支出額の割合が小さくなると考えられ、このような経路則は一般

に広く承認されている。このように、テレビ等又はこれを含む品目類……の支出が消費支出総額に占める割合については、デフレ調整において生活扶助相当CPIを算出する際に前提とされた消費構造……と、生活保護受給世帯の消費構造の間に、大きな乖離があると認めることができる。」として、生活保護世帯がデフレによる恩恵(可処分所得の増大)を受けたとは認め難いとした。極めて常識的かつ正当な判断である。

千葉訴訟では、全国弁護士団の優れた理論的研究成果による大きな助けを得ることができた。その成果は、前掲の井上弁護士の報告や、東京地裁の勝訴判決報告(木下浩一「生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟(通称…はつき訴訟)勝訴判決について」「青年法律家」六一九号六頁)に詳しいので、是非ともご参照頂きたい。

二 低所得世帯の生活実態に対する 裁判所の無理解

千葉訴訟では、原告本人尋問において、その生活実態を鮮明化することに注力した。千葉の原告団からは、水野哲也氏とS氏の二名が当事者尋問に立ち、法廷においてその生活実態を詳細に供述した。

一連の同種訴訟における敗訴判決を読み解くと、各地の弁護士団が理論・実態面について充実した主張立証を展開しているにも関わらず、裁判官の生活保護受給者の生活実態に対する無理解ゆえに、敗訴の憂き目に遭っていることが読み取れる。千葉判決は、低所得世帯では生活必需品への支出が大きくなり教養娯楽費の支出が小さくなるという、ごく当たり前の経験則を端的に認定したが、全国の多くの裁判体が、この「一般に広く承認されている」はずの経験則の存在を否定しないし無視している。裁判官の無理解と偏見を正すためには、当事者のことばをもって生々しい生活実態を叩き付ける他にない。

三 当事者のことば

私はこの訴訟で水野哲也氏の尋問を担当した。

水野氏は自身のブログ(新「人間裁判」原告☆当事者通信、http://hogivedor.jp/ningen_sahan/)で実名を明かしつつ、本訴訟について積極的な発信を行っている方である。

生活保護受給者に対する社会の偏見が溢れる現在、実名を明かし、生活保護基準引下げについて国と戦っているとの発信を行うのは大変勇気のいることである。このような勇敢な原告を迎え入れることができたことは、千葉弁護士団にとって望外の福音というべきことであった。

当事者尋問は令和三(二〇二二)年六月一八日に行われた。尋問準備にあたり、水野氏は、三カ月分の自身の消費実態を全て記録し、生計費のうち教養娯楽費が僅少であることを明らかにした。また、水野氏が生活保護受給を開始した後の家電品の購入実績も明示し、家電品の購入機会がほとんどないことも明らかにした。

また、水野氏が生活保護受給に至った事情についても詳細に語って頂いた。裁判官が「自己責任論」の下で、生活保護受給者に対する偏見に染まっていない保証はない。しかし、水野氏はその人生のどこをどう切り取っても、およそ不正や怠惰とは無縁の人物であった。水野氏のことばは、裁判官がいかなる偏見に塗れていようとも吹き飛ばせる力を持っていた。

水野氏は、元々は自営業者(自宅校正者)であ

り、結婚して二人の子どもにも恵まれる人生を送っていた。ところが、精神疾患を発症した妻との離婚後、二人の子を男手一人で養う立場となった。時はまだ平成初頭、父子家庭に対する社会の理解が乏しく公的支援も不十分な時代のことである。育児と両立可能な職種は非正規のものばかり。困窮の中で、水野氏は何とか二人の子を育て上げ、老年期に至ったが、自営業者・非正規労働者という社会的立場にあり続けた水野氏に届く年金制度の恩恵はごく僅かである。水野氏の半生は「公助」から見放されることこそあれ、救われることのないものだった。どこから見ても、水野氏が「自己責任」のゆえに現状にあるなどとは言えない。

水野氏は前記ブログで尋問を振り返り「私は生活保護受給に至るまでの生活歴の記憶を、しだいにより具体的に鮮明なものにしていきました。貧困や病氣、社会的孤立による恥辱や苦悩の記憶は何十年の日々を経て、私の精神の基軸からは消え去るものではありません。」と述べておられる。そのような、文字通り身を切るような原告のことばがあつてこそその勝訴判決であった。

女川原発再稼働差止訴訟の現状について

宮城県 松浦健太郎
(女川原発差止訴訟弁護士)

1 はじめに

二〇二二年五月二八日、宮城県石巻市の住民ら一七名が原告となり、東北電力株式会社を被告として、女川原発二号炉（以下、「女川原発」）の運転差止を求める訴訟を提起した。

ここ宮城県石巻市及び女川町に立地される女川原発は、安全対策工事を行った後の二〇二四年二月には再稼働される予定である。

同訴訟の原告団及び弁護士団において、石巻市作成の広域避難計画の実効性を検討したところ、避難計画の名は有名無実化されたようなもので、ひとたび事故が起きれば、渋滞問題他の避難計画が抱える問題により、かえって住民らの生命安全に危険を及ぼすような計画であることが明らかとなり、宮城県及び石巻市への再稼働同意差止を求め

る仮処分手続を経て、本訴訟に至った。

2 本訴訟の特色

実質的には、避難計画の実効性のみ争点を設定した点が本訴訟の特色である。

その理由は複数あるが、まずは、避難計画の実効性を争点とすることで、住民が理解し主体的に関われる訴訟となる点である。

また、女川原発の再稼働は、現状において、安全対策工事後の来年二月に再稼働を予定しており、この前までに勝訴判決を得ておきたいということからも、多様な争点設定を避け、迅速な審理を求めているという思惑もあった。

さらに、深層防護の考え方として、第五層（放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和）が設定されていることは、大事故が起こるこ

とを当然の前提としており、日本においても、福島原発事故後、原発から三〇キロ圏内の各自治体に避難計画の作成を義務づけているのは、やはり大事故を前提にしていると考えられることから、避難計画に実効性がなければ再稼働することからより周辺住民らの人格権は侵害されると考えられる。

このような理由により、我々は、避難計画の実効性を実質的に唯一の論点として、同訴訟を提起した。

3 第一審の審理経過

本訴訟提起において、訴状段階で、我々弁護士団・原告団は主張・立証の大半を終えていた。この立証については、二〇一八年四月からの女川原発の避難計画の実効性を検証する活動を行い、宮

城県や石巻市を中心とした自治体に、避難計画に実効性を持たせるために必要となる検討をどれだけ行っているのか、その成果物はどのようなものがあるのか等といった事項を情報公開請求により開示させ、あるいは、原告団自ら、避難ルートを走行してその状況を検証しビデオ撮影して証拠化したり等といった検討を行っていた。この検討成果を提訴段階で証拠提出し、その他も考えられる立証を行った。

一方で、被告は、大事故の具体的危険性がないといった前提問題についての反論をするのみで、避難計画の実効性には踏み込まないという訴訟戦略を採った。

裁判所としては、原告らが行った調査嘱託申立(県・市・内閣府)に対し、避難計画の実効性を持たせるために必要と思われる検討事項の(質問)に対し、宮城県に対する調査嘱託の申立事項の一部(東北電力から検査場所に派遣される約六〇〇名の要員の役割・連絡方法・到着までの時間等)に限定して採用し、市と内閣府については却下した。この決定には様々な評価があるが、我々としては、少なくとも、避難計画の実効性の中身に關連する事項につき調査嘱託を採用したことから、同実効性の中身について審理する姿勢を見せているものという評価をした。

その後、原告らにおいて、主張立証を補充し、

双方から最終準備書面が提出され、二〇二二年一月二八日の口頭弁論期日で審理が終結され、翌二〇二三年五月二四日に判決期日が設定された。審理終結から半年以上空けての判決期日の指定がされたことで、避難計画の実効性の中身について十分に検討することに期待が持たれた。

4 第一審判決内容骨子

同日の判決は、請求棄却判決であった。いわゆる門前払いの判決である。

判決の骨子としては、

(1) 人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負う。

(2) 女川原発の運転差止めの理由として原告らの主張する人格権の侵害は、女川原発において放射性物質を異常に放出する事故が発生した場合に、原告らが実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、放射線に被曝する危険性があるというものであるが、女川原発において放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があることについての主張立証がなく、宮城県及び石巻市の避難計画が実効性を欠いていることをもって、直ちに原告らの人格権侵害の具体的危険の存在を認めることはできない。

というものであった。

5 控訴提起・控訴理由

原告らは、控訴提起をし、控訴提起から二週間程度で控訴理由書を提出した。控訴理由書の提出を急いだのは、やはり、来年二月の再稼働前に勝訴判決を得ておく必要があるからだ。

控訴理由の要旨は、以下のとおりである。

① 一審判決は騒音等を理由とする他の差止めと本件を同視して、差止めの理由として、「大事故発生の具体的危険の主張・立証」を原告らに求めているが、原発はもともと危険で深層防護が貫徹されることを条件に、例外的に運転が許容されている。他の差止めとは著しく異なる。

② 「大事故発生の具体的危険の主張・立証」とは、第四層までの防護が突破される原因の事前予測である。福島第一原発でいえば、巨大地震と巨津波がそれである。想定外の事前予測ができる人など、世の中に存在しない。

③ 大事故発生の具体的危険は、原告らがそれを主張・立証したから具体的危険が存在し、それをしなければ具体的危険はないという、原告の出方次第で結果が変わる性質の問題ではない。原告らが主張・立証するしないにかかわらず、「大事故の発生は否定できない」ことを原子力規制委員会が認めている。

④ 原発のある自治体に法律で義務付けられている避難計画(第五層の防護)は、「大事故の発生は否定できない」ことを前提にしている。一審判決は「大事故発生の具体的危険の主張・立証」を原告らに求め、原告らがそれをしない(できない)ことをもって前記の結論を導いたが、これは原子力規制委員会が認めている「大事故の発生は否定できない」を間接的に否定し、ひいては、それを前提にしている第五層の防護自体を否定したことになる。

⑤ 「大事故の発生は否定できない」は公知の事実である。三〇km圏内の住民にとって第五層の防護が必要であることも、原発のある自治体に法律で第五層の防護が義務付けられているので公知の事実である。避難計画の実効性に重大な不備がある場合は、人格権侵害の具体的危険性があると推定され、被控訴人による原発の運転は許されない。

6 おわりに

我々原告団・弁護団は、石巻市作成の女川原

発の避難計画に実効性がないことは十二分に立証できる自信がある。一度、この論点にさえ裁判官の目が行き届けば、同じ心証を持つてくれることは明らかである。前記控訴理由を詳細に主張しているところだが、控訴審では、避難計画の実効性欠如⇨原告ら住民の人格権が侵害されるということをしつかりと分かってもらうよう主張立証に努め、原判決を破棄させるよう頑張って行きたい。

シリーズ

憲法と私⑨

憲法一四条一項・二八条と私

～連帯よ、永遠なれ！～

神奈川 広谷 渉

横

浜法律事務所の広谷渉(ひろたにわたる)と申します。この原稿を書いている時点で弁護士としてちょうど半年目といったところで

私が入りだお気に入りの憲法条文は一四条一項と二八条です。不思議な取り合わせと思われ

るかもしれませんが、ちゃんと理由があります。

突

然ですが、皆様は『パレードへようこそ』(原題:『Pride』)【*1】という映画をご存知でしょうか。未見の方に向けて簡単にあらすじを説明します。舞台は八〇年代サッチャー政

権下のイギリス【*2】、ロンドンに住む同性愛者の若者がたまたま炭鉱労働者のストライキ弾圧の報道を目にするところから話が始まります。自分たちの次は炭鉱労働者たちがサッチャーの弾圧の標的になっている、そう気づいた彼らは仲間を集めて炭鉱労働者への支援を始めます。そこから都会のセクシャルマイノリティの活動家たちとウェールズの田舎町の炭鉱労働者の間に連帯が生まれていく……という話です。たいへんドラマチックな展開ですが、驚くべきことに実話がもとなっているそうです。気になった方はぜひ何らかの手段で観てみてください。

私は大学生の時にこの映画に出会いました。筋書きもさることながら、カラフルでヴィヴィッドな色使い、冒頭にかかるPete Seegerの『Solidarity



「lover (連帯よ、永遠なれ!)」【*3】など、なんと軽快で爽やかでカッコいい映画なんだろう、と思いました。

①

ここで冒頭の憲法条文の話に戻るのですが、実はこの映画が描いているのがまさに反差別(一四条一項)と団結(二八条)なのです。炭鉱労働者はホモソーシャルな世界の住民で、同性愛者に偏見を持つ者が少なくありません。また、セクシャルマイノリティの活動家たちの中には、そんな彼らに対して忌避感を持つ者もいます。そういったへだたりがある中で、ロンドンのセクシャルマイノリティの若者たちが今まさに酷い目に遭っているウェールズの炭鉱労働者たちを自分たちとおなじだと感じて助けようとするのです。ぴよんとへだたりを飛び越えて連帯する人たちを描いているのがこの映画の素敵どころです。

物語の前半でウェールズの炭鉱代表がスピーチをするシーンも印象的です。そのスピーチの中にこんな一節があります。「自分よりはるかに巨大な敵と戦っているとき、どこかで見知らぬ友が応援してくれていると知るの最高の気分です。」私は、このセリフに心から共感して、連帯って素晴らしい!と思いました。

強大な相手を前にしたとき、私たちは互いに連帯しなければ相手に打ち勝つことができません。

しかし、残念ながら、連帯や団結という言葉は今やどうも古色蒼然とした響きを持って迎え入れられているようです。冷笑的な眼差しが蔓延し、偏見や差別が分断をもたらしている現代においてこそ、私たちは互いに連帯する道を模索していく必要があるのだと思います。

好

きな映画の紹介と青年の主張のようなもので紙面を埋めてしまいました。自分の話をするのが苦手なので、このような形になりましたが、読み返してみると、これで良かったのかどうかよくわかりません。

【*1】 原題の『Pride』は pride parade という LGBT

BTのパレードから取ったものだと思われまます。労働者の尊厳(Pride)をかけた面白いという含意もあるのかもしれませんが。邦題の方もわ

かりやすく、なかなか素敵です。

【*2】 実はこの少し前まで、イギリスには同性間の性行為を処罰する法律(いわゆるソドミー法)がありました。

計算機科学者のアラン・チューリングはこの法律に違反したために転向療法としてホルモン治療を受けることとなり、これが遠因となって命を落としたとされています。なお、彼の伝記映画である『The Imitation Game』でも、このあたりの経緯が描かれています。とても良い映画なので、こちらもおすすめです。

【*3】 メロデーは『リパブリック讃歌』、日本だと『おた

まじゃくしは蛙の子』やヨドバシカメラのCMでおなじみの曲です。

改憲問題対策法律家6団体連絡会
基調講演の動画視聴のご案内

8月6日・7日、各団体の役員が集まり、夏合宿が行われました。

第1部の基調講演「岸田政権による軍拡・改憲策動の背景、狙いと現局面」(講師: 渡辺治・一橋大学名誉教授)を、6団体会員限定で動画を配信することになりました。視聴を希望される方は事務局(bengaku@seihokyo.jp)までご連絡ください。

北海道支部オープン例会

『誰のための司法か』

〜 團藤裁判官の残した疑問 』開催報告

北海道 吉田 玲英

一 開催の契機と開催までの準備

二〇二三年七月二四日(金)一八:〇〇〜自由法曹団北海道支部と合同で表記の例会を開催しました。今回の例会の契機になったのは、NHKのドキュメンタリー『誰のための司法か〜團藤重光 高裁・事件ノート』の放送でした(初回放送日二〇二三年四月二五日)。放送前から話題になっていましたが、放送を見て深い感銘を受けた会員から、これは一般市民はもろろんのこと全ての法曹が見るべき番組でないか、という熱い思いのこもった提案があり、自由法曹団北海道支部と合同で例会を開催することとなりました。

事前の広報は、紙のチラシに加えFacebookにもチラシを掲載しました。また、裁判官にこそ参加してもらいたい企画ですので、札幌高裁

の事務局長あてにチラシを持参して配布をお願いしました。

二 例会の概要

会場参加者は二四名、ウェビナーによるオンライン参加者は五〇名ありました。オープン例会としましたので、会場には弁護士以外の参加者もありました。裁判官らしき人の姿は見られませんが、オンラインの向こうに心ある裁判官がいるであろうことを信じています。

登壇者は以下の三名でした。

(1) 小林亮夫さん(NHKチーフディレクター)

今回の企画のもとになったドキュメンタリーの制作者です。今回の登壇者の中では唯一、オンラインでの参加となりました。大学生の頃に團藤氏の講演を聴いたことが記憶に残っていて、後に團

藤ノートの存在を知り、團藤メモを見ることになりました。はじめ、團藤氏の足跡を振り返る番組にする予定だったのが、團藤メモを見た時には「これで番組が一本作れる」と震えたそうです。

(2) 佐藤岩夫さん(東京大学相談支援研究開発センター特任教授)

法社会学を専門とし、大阪空港公害訴訟判決がその後の最高裁の判断に及ぼした影響などを聞きするためにお呼びしました。戦後の政治エリートは、紛争解決や政策形成を訴訟から遠ざけようとしてきたことが、法社会学上、指摘されてきたことから、現在の司法の抑制的な態度は、司法権自らも加担してきたものであることを述べられました。

(3) 福島至さん(龍谷大学名誉教授)

團藤氏とは遠縁にあたることから、直接お願い

して資料をいただき、龍谷大学に團藤文庫を作られたそうです。團藤メモは、團藤氏が自ら書いて残したものですので、いずれ世に出る、世に出るべきである、ということを考えておられたのだろうということから、團藤メモの内容を公開することとしました。

三 講演内容の概要

(1) 團藤メモを公開したことについて

ドキュメンタリーでは、国側の訟務検事だった人物から「これはシュレッダーにかけられるべきものだ」という発言があったことから、團藤メモを公開したことが最初のテーマとなりました。

福島さんが、團藤氏がメモを残した思いをお話したのに対し、佐藤さんは、裁判官の評議が秘密とされることの趣旨は、司法権・裁判官の独立を守ることにあること、そうだとすると、大阪空港公害訴訟が大法廷に回付されたるように、司法権の独立が侵害された時は、その過程を公開することの意義は評議の秘密よりも重要であることをお話されました。

小林さんからは、ドキュメンタリーの放送後の感想をご紹介いただきました。團藤メモを公開したことへの批判はなかったことから、むしろ視聴者の方が評議の秘密に優越する価値についての見識を持っていたのでは、というお話がありました。

(2) 司法権の独立が繰り返し侵されていることについて

これまで、砂川事件や平賀書簡事件等、司法権の独立を侵すような事件が繰り返されてきました。前記の事件では介入があったことが明らかになりましたが、明らかにならぬまま葬られている介入があるのではないか、という問題が次のテーマとなりました。

佐藤さんからは、裁判所の位置づけとして、統治機構の一部としての役割と人権擁護機関としての役割のいずれを重視するかのせめぎ合いがあったというお話がありました。政治からの圧力だけではなく、司法権内部で統治機構の一部となっていくベクトルもあったのではないかと、大阪空港公害訴訟もその一つとして位置づけることもできるのではないかと、という視点です。こういった流れが現在では払拭されたといえるのか、きちんと監視していかなければならないというご意見でした。

この点については、現在でも、元最高裁判事の多くが、退官後、大手法律事務所就職していること、その大手法律事務所の顧問先に多くの大企業が存在していること等から、裁判所が国の機微に関する事項に踏み込まない、踏み込みにくい傾向があるのでは、という懸念が参加者から示されました。

(3) 司法をゆがめることのないようにするため必要なこと

会場からの質問でしたが、参加者の多くは弁護士だったので、これからの弁護士としての在り方として非常に重要なテーマと思われました。小林さんからは、根本は民主主義の問題なので、有権者が主体的に関わっていくこと、声を上げ続けることが大切だと指摘がありました。佐藤さんからは、個々の裁判官は、大半が真摯に裁判に取り組んでいるが、司法の統一性についての疑念が示されました。裁判官の独立を重視すると、司法権は本来的に非統一なものとなるはずであること、裁判官のダイバーシティが重要であるという指摘がありました。福島さんからは、今回のドキュメンタリーを見ただけではなく教育に活用すべきであること、司法権の独立がナマの事件でどう扱われているかをより具体的にみていかなければならないというお話がありました。

四 まとめ

二時間の集会でしたが、予定時間びっしりの濃密なお話がありました。時宜を得た企画で、参加者の感想もよく、今後の取り組みにもよい影響があることを期待できるものでした。

インボイス制度告発の 三青会共同行動について

議長 笹山 尚人

全国の会員の皆様、暑い中ご苦勞様です。

さて、今回、三青会で議論された「インボイス制度」告発の共同行動についてご連絡します。

一 三青会

三青会は、全国青年税理士連盟(全国青税)、全国青年司法書士協議会(全青司)と当部会との間で開催している、青年士業の交流会です。各青年団体同士、その専門的技術を生かして、どんな活動をしているかについて交流することでお互いの活動に刺激をしあい、またヒントを得るという有意義な交流会となっています。

青税さんは、私たちが実はあまり詳しくない(?) 税務問題で多数の示唆を与えてくれますし、全青司さんは、登記実務のほか、私たち青法協が取り組むような司法過疎問題での相談活動など、実に参考になる取り組みをされています。そし

て、私たち青法協の活動も、「よく憲法問題でこれだけ強気な意見書をあげられますね」とよく言われており、憲法とその実現のための活動を評価していただいています。

この三青会は、コロナで中断していましたが、今年の春からリアル会合が復活して、年三回開くことになっています。執行部が参加していますが、会員であればどなたでも参加できます。関心ある方は、ぜひ一緒にしましょう。

二 三青会のインボイスにおける 共同行動について

(1) さて、七月一四日、「三青会」が開催されました。

そこで、全青司さんから提案があり、「一〇月から開始されるインボイス制度について、青年の専門家集団として、反対の声を合同であげないか」

という提案がありました。

青税さんは、もともとこの問題に反対の意見を表明してきている経緯もあり、議論は賛成方向で推移しました。

(2) 協議の結果、以下のことが決まりました。

・三つの青年団体が、それぞれの立場から、インボイス制度に対する反対の声明を发出する。

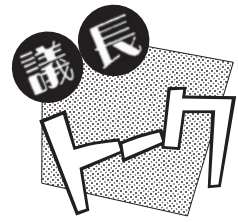
三つの団体では、青法協弁学が、九月一日、二日の千葉常任委員会において決定する決議が一番最後になる。

・三つの団体の意見が揃ったところで、意見の発表についての共同記者会見を行う。(その後国会への要請とかもするかもしれない) その会見は九月中に行う。

・その段取りのための特別のメーリングリスト(ML)をつくり、必要に応じて三団体での協議会を行う。

(3) 以上を踏まえて、青法協弁学は、今度の千葉常任委員会において、インボイス制度反対の決議をあげることが必要になりました。

執行部としては、常任委員会決議案を常任委員会前に用意しMLや常任委員宛の連絡でご提案しますので、会員のみなさまのこの件に関する活発な意見をお寄せいただき、決議案を良いものにするにご協力をお願いします。



「任検女性枠問題のたたかい」

二〇〇〇年七月から、私たち五三期は、後期修習に入りました。前年四月から和光市に集まっていた集合修習である「前期」、七月から一年間の実務修習、それを踏まえて後半の集合修習である「後期」が再び同期八〇〇名が集まって行われました。

入所日の「入所パーティー」、前期中には寮祭が形を変えての「いずみ祭」、実務修習中の五三期修習生部会が中心になっての「二月集會」、それより幅広い人が実行委員会に集まっていた二〇〇〇年四月の「春の集會」。私たちは割と多くの自主的イベント目白押しで、大忙しでした。

ですから後期修習は、修習生部会主催の学習会などは開きつつも、みんな進路も決まっていることだし、二回試験に向けてまっしぐら、という感じで推移するはずでした。そこに八月になってふつて湧いたのが、「任検女性枠問題」です。

五三期は六六名ほどの修習生のクラスが二クラスであり、クラスの中から検察官に任官する者は六、七名だったと思うのですが、「その六、七名中、女性是一名」という不文律があつたのです。これはクラスの飲み会などでも検察官教官も公言していました。

だから女性の修習生たちの中では、検察官への進路を志望していても、クラスの中でこの人は間違いないという任検志望の女性が一人もいないと、ああもう無理だと諦めてしまつて弁護士に転身するという例が、少なからず見られました。

しかし、「検察官任官する女性はクラスに一人」などと、誰が決めたのでしょうか。そんなことは、男女の平等をうたう憲法の平等原則に反することは明らかです。

何かのイベントの際に修習生活の現状について社会民主党の福島みずほ参議院議員と交流した仲間たちが、福島議員から示唆されたということだ、「言われてみたらそのとおりだ」と持ち帰ってきたのが始まりでした。私たち自身、福島議員から問題提起されるまで、その問題性に気がついていなかったのです。

この問題は、土井香苗会員と神原元会員が中心になって、当時の修習生委員会のみなき

んとも協議の上、告発と是正運動に取り組みことになりました。部会の内外の修習生たちが広範に参加し、テレビでも報道されるなど大きな運動になりました。

まず行われたのが実態調査で、四九期以降五三期までの統計で、すべてのクラスで、検察官に任官した女性は〇か一であるという事実を集めることができました。私たちはそれぞれもって司法研修所事務局長への申し入れ、最後には法務省への申し入れといった要請行動を行いました。

そこでの公式回答は、「任検女性枠なるルールは存在しない」というものでした。しかし告発と申し入れの効果は絶大で、五四期以降では、現実にクラスから二名以上の女性の検察官登用が始まりました。運動は成果をあげたのです。

修習生をめぐる現実、私たち自身の問題にも、おかしいことはおかしいと声を上げ、運動で変えていく。青法協会員たちのスピリットが発揮され、現実の世の中を変えた出来事でした。

私自身には、実はこの問題には青法協会員として深い後悔があります。今回はその話を書こうと思います。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

第18回

人権研究交流集会

二〇二四年一月二三日・二四日 東京で開催

第18回人権研究交流集会

本部事務局長 上野 格

一 人権研究交流集会の意義

人権研究交流集会は、二〇一三年に一度、弁学合同部会がその時々の人権課題について、運動と研究の到達を会員及び市民との間で広く交流し、今後の取り組みの契機とする集会として行われています。今回で二八回を迎え、二〇二四年一月

二三日、二四日の両日、東京で開催される予定です。東京支部の会員を中心に実行委員会を結成しまして、原和良会員が委員長、菊間龍一会員が事務局長、私が本部との連絡担当事務局長に就任し、準備を進めております。

今回は、二〇二二年三月二〇日、二二日に福岡で開催されましたね。全体会のテーマは、「差別

が生まれる構造 ハンセン病問題から考える」でした。国の終生絶対隔離政策により、市民の中に「差別される存在としてのハンセン病患者・その家族」という認識が社会構造として固定されてしまったこと、それを崩すためには市民の側で「自分も加害者になりうる」という当事者意識を持ち、克服していくことが鍵となるという話が印象的でした。

人権研究交流集会は、弁学合同部会の人権問題の取り組みとして一大結節点をなしており、その時々の人権課題の掘り起こしも含め、人権課題の取り組みに果たす役割は大きいと思います。今回の集会も、集会よき歴史を引き継ぎ、若手会員が中心となって、分科会と全体会の準備に取り組んでいきたいと思えます。



人権研究交流集会のちらし
上:第16回 下:第17回

第18回 人権研究交流集会

一 全体会のテーマと内容

まだ議論の段階で、実行委員会では、全体会のテーマについて色々と案が出ております。今後、常任委員会で皆さんの意見と議論をうかがいながら、集会の全体会に相応しいテーマを決めていきたいと思えます。委員長の強い希望により、ドイツ連邦共和国の前首相のアンゲラ・メルケルさんを招聘できないかと手を尽くしております。ご期待ください。

二 分科会について

今回も分科会を持ちます。今回は一二の分科会が開催され、多くの参加者を集めましたね。お馴染みの裁判必勝法もありましたし、同性婚、再審法制、校則NO、原発、デモと弁護士役割、若者の労働問題、憲法カフェ、沖縄基地問題、法政策形成訴訟、石木ダム、さらには人権活動と経営の両立というテーマもありました。選ぶのが難しかったですね。

全国の会員が企画できます。同期で、弁護士団で、新しい課題で、問題提起をする、議論をして深める、市民の皆さんと交流する、社会に訴える、現場を変える、工夫を共有する、結びつく等、意義は色々あります。毎回、参加して思うのですが、「これぞ青法協。原点であり、現在であり、到達

点である」ということです。参加者も満足ですが、開催者の満足の方が深いのですよ。実は。皆様の企画をお待ちしております。

有意義で楽しい企画に！
—ご協力よろしくお願ひします

現地事務局長 **菊間 龍一**

1

昨年度の東京支部の会議で、上野格会員が「そろそろ東京で人権研究交流集会をやつてはどうか」と口にしたときには、既に嫌な予感はおりました。

この全国行事の実行委員長をできるのは原和良会員しかいない！ あとはいつものメンバーから支部の役職者を除外すると残っているのは菊間しかない！ 人事体制が決まるまではあつという間の出来事でした。

2

私も過去に一度だけ、人権研究交流集会に参加したことがありますが。どの分科会に力があるかと思ひ出せないのですが、とにかく魅力的な分科会が多くて選ぶのにとても悩んだ記憶があります。

3

年に四回の総会や常任委員会でも、全国各地で活躍している会員に触発されることが多いのですが、人権研究交流集会は、まさに「人権の祭典」というイメージを持っています。

振り返ってみると、東京では第二二回の集会在二〇〇四年三月に行われて二〇年振りとなるそうです。そのときのテーマは、「いま、平和の創造力を——みんなで世界をつなげよう——」でした。二〇〇二年が経つ間に、世界の平和がどのような状況に置かれているかを思うと複雑な気持ちになります。

その他にも、時代が移り変わっていくのに伴って、新しい人権問題が発生し、あるいは発見され、注目され、各会員が取り組んでいく。いつだ

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第2回(秋)

9月1日(金)～2日(土)千葉

*第3回(冬)

12月1日(金)～2日(土)福井

*第4回(春)

2024年

3月8日(金)～9日(土)兵庫県

【第55回定時総会】

2024年

6月29日(土)～30日(日)北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

9月7日(木)10時半～

【広報委員会】

9月27日(水)18時～

つて私たち法律家が社会に果たしている役割は大きなものであるし、それは必ず社会に必要とされるものであると確信しています。

4

「人権」とか「人権問題」という言葉の響きは、非常に敵かなものに感じられ、また、個人的には、なんとなく暗いイメージとか難しいイメージがあるような気がします。

もっとも、「人権」はすべての市民が当たり前に享有するものであって、社会に出れば何かしらの「人権問題」が生じるのも当たり前のことです。ある意味、「人権問題」は有って当然で何もおかしなものではない「身近なもの」なのではない

しょうか。

5

どうせやるなら楽しくやりましょう！

全国の会員のみなさまが自分の取り組みたい人権問題と出会ったり、自分が取り組みたい人権問題と出会ったり、同期や先輩・後輩と交流を深めたり。メ○ケル氏を招致できるかは知りませんが、もう二〇〇年は東京でやらなくてはいいやといえるくらいの意義で楽しい企画にしたいです。

ぜひ分科会を出したり、実行委員会に加わったり、当日に参加したりするなど、みなさまのご協力もよろしくお願いいたします！

編集後記

▼事件報告、連載記事等、バラエティに富んだ紙面となりました。特に北海道支部例会報告は必読です。ご感想等いただければ幸いです。

▼私にとっては安保三文書の後の初の編集後記になります。人的殺傷・物的破壊が引き起こされる戦争は絶対あってはならないと思います。基地だけ破壊するのは非現実的で、反撃は先制攻撃と同じです。皆巻き込まれます。環境汚染まで引き起こす基地はどこにもいらない。核兵器はもちろん、武器も何も役に立たないのでなくしていくべきです。やはり安保三文書は平和の流れに逆行するものです。その廃棄だけでは足りませんが、当面の課題です。▼ところで、戦争が政治の失敗だとすれば、戦争を(準備)する政治家は何やっているんだという話になります。直近三回の編集後記では選挙に言及し、またで恐縮ですが、結局、政治家や選挙の話になってきます。戦争させず、平和をつくる政治を応援していきたいと思えます。

(中川勝之)